

資料 7

預かり保育事業に係る確認の手続きに
ついて

保育管理課・保育施策推進担当

尼保施第 1210 号

令和元年 7 月 3 日

各施設長 様

保育施策推進担当課長

幼稚園、認定こども園（1号）の預かり保育事業に係る確認申請書の提出について（通知）

平素より本市教育・保育行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年 10 月より開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 5 号に定める事業（幼稚園、認定こども園の預かり保育事業）が新たに施設等利用給付の対象となりました。

つきましては、本給付を受けるためには、同法第 58 条の 2 に基づき、各施設から確認の申請書を提出していただく必要がありますため、お手数ではございますが、次の通り必要書類を提出いただきますようお願いいたします。書類の提出がなければ、本事業は無償化の対象となりませんため、必ず対象事業を実施している施設につきましては必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第 1 号様式）
- (2) 別紙 3 預かり保育事業
- (3) 誓約書
- (4) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（写しも可）等
- (5) 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- (6) 【貴法人が認定こども園の場合】
認定こども園法第 17 条第 1 項の規定による認可又は認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
- (7) 【貴法人が幼稚園の場合】
学校教育法第 4 条第 1 項の規定による認可を受けたことを証する書類の写し
- (8) 料金表及び利用案内・パンフレット
- (9) 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- (10) 施設の図面（預かり保育事業の実施場所を明示したもの）

2 提出期日

令和元年7月26日(金)

3 提出先

尼崎市役所本庁中館2階 保育施策推進担当

4 添付書類(添付資料は各施設にメールでも配布します。)

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(第1号様式)
- (2) 別紙3 預かり保育事業
- (3) 誓約書

以上

担当：吉岡・宮野

TEL：06-6489-6158

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

尼崎市長 宛

申請者所在地 _____

氏名 _____ 印
(または名称)

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)		
設置者・事業者名※	_____		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____		
	TEL : _____		メールアドレス : _____
代表者	職名	フリガナ	氏名
	_____	_____	_____
	住所	生年月日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成
	_____	_____	_____

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 (在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 (在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業		
事業開始 (予定) 年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

(別紙3 預かり保育事業)

1. 事業所に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部		
事業の種別	<input type="checkbox"/> 私学助成（預かり保育推進事業） <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） <input type="checkbox"/> 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業 <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業		
名称			
所在地	〒 — —		
	TEL : — — メールアドレス :		
事業の 管理者	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年 月日	昭和 平成 年 月 日

2. 運営に関する事項

預かり保育事業の利用児童数及び職員配置

	預かり保育 利用児童数	職員の 配置基準	配置職員数		(参考) 基準に基づく 配置職員数		(参考) 在籍園児数
				うち 有資格者 数		うち 有資格者 数	
平日（登園前）	3歳児（満3歳児を含む）	20 : 1	—	—	—	—	人
	4・5歳児	30 : 1	—	—	—	—	人
	合計						人
平日（降園後）	3歳児（満3歳児を含む）	20 : 1	—	—	—	—	/
	4・5歳児	30 : 1	—	—	—	—	
	合計						
長期休業中	3歳児（満3歳児を含む）	20 : 1	—	—	—	—	
	4・5歳児	30 : 1	—	—	—	—	
	合計						
休日	3歳児（満3歳児を含む）	20 : 1	—	—	—	—	
	4・5歳児	30 : 1	—	—	—	—	
	合計						

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

3. 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間

平日	曜日	登園前	教育課程時間	降園後
		～	～	～
		～	～	～
		～	～	～

長期休業日	曜日	預かり時間
		～
		～
		～

休日※	曜日	預かり時間
		～
		～
		～

※土曜・日曜・祝祭日

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数				

(3) 食事・おやつ提供の有無等

- 食事・おやつ提供の有無 有 無
- (提供有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無 有 無
- (必要性有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無 有 無

4. 利用料金

(1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
休日				

※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

(2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代		
おやつ代		

5. 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施保育室面積
たんぽぽ	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²
ひまわり	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²
	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²

(添付書類)

- 認定こども園…認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内・パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿(職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの)
- 施設の図面(預かり保育の実施場所を明示したもの)

平成 年 月 日

尼崎市市長

あて

(設置者)

住所

氏名

(施設長)

住所

印

氏名

印

誓約書

下記の事項について誓約します。

なお、尼崎市市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、尼崎市市長が警察署長に下記3、4及び6に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、子ども・子育て支援法第7条第10項第5号の業務以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意します。

記

- 1 子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないこと。
- 2 子ども・子育て支援法施行規則第1条の2に定める基準を遵守すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
- 4 市長から役員等の氏名その他の上記3に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 5 暴力団員等から当該保育所等に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 6 施設の運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- 7 当該施設の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、尼崎市がその認可の取消しその他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)

※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【14. 内閣府令で定める基準等】

No.	事項	問	答	備考
201	運営基準	各施設について定める「運営に関する基準」は、具体的にどのような基準ですか。	<p>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準では以下の内容を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育・保育等の提供の記録 利用料や実費の徴収可能費目及び手続 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付 秘密保持 諸記録の整備 <p>なお、ここでの基準は新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしています。現行の子どものための教育・保育給付とは異なり、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定です。</p>	
202	条例制定の要否	市町村は、現行の子どものための教育・保育給付についての確認と同様に、新しい給付についても施設の「運営に関する基準」の確認に関して、条例を制定することが必要ですか。	新しい給付については、市町村による条例の制定は不要としています。	
203	質に係る基準（認可外）	市町村が「確認」を行うに当たって、認可外保育施設が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>保育に従事する者や保育内容等、現行の認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について）（平成13年3月29日付け雇児第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）別添）に定める内容を内閣府令で規定します。また、居宅訪問型保育事業の保育従事者は、保育士、看護師又は一定の研修を受講した者となります。</p>	
204	質に係る基準（幼稚園の預かり保育事業）	市町村が「確認」を行うに当たって、幼稚園の預かり保育事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>内閣府令で定める基準は以下の通りです。</p> <p>【配置基準】 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1（預かり保育園児数／処遇を行う職員数）</p> <p>【職員要件】 ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上（当分の間、3分の1以上）を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。 ・担当職員について、預かり保育事業に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。</p> <p>【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚園教育要領に準じて行うこと。</p> <p>【設備】 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p> <p>なお、職員要件において記載する「専ら当該事業に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間は、預かり保育事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育を担当するような運用も可能です。</p> <p>この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時期預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。</p>	
205	質に係る基準（一時預かり事業）	市町村が「確認」を行うに当たって、一時預かり事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>一時預かり事業については、児童福祉法において、事業実施に際して基準の遵守義務が定まっておらず、目録が基準については児童福祉法施行規則第36条の35において、一般型・幼稚園型等の区分に応じ、設備基準や人員配置基準などが定められています。なお、一時預かり事業の確認については、基本的に地域子ども・子育て支援事業として実施されているため、地域子ども・子育て支援事業の委託の際に合わせて確認を行うこと、簡略化した申請様式を用いること、市町村自身が実施する場合には、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続等を用いること等により、簡易な確認手続をすることが可能ですが、また、子ども・子育て支援事業交付金の対象外の一時預かり事業については、都道府県に適正な届出が行われている事業者かどうかを都道府県に確認いただく必要があります。</p>	

預かり保育に係る施設や保育士等の基準について

1 面積基準(保育室)

満2歳未満児 乳児室 1.65㎡/人

 ほふく室 3.3㎡/人

満2歳以上児 1.98㎡/人

3歳児 1.98㎡/人

4歳児 1.98㎡/人

5歳児 1.98㎡/人

※ 0～2歳児の無償化の対象は住民税非課税世帯であることが条件です。

※ このほか、トイレや洗面設備等必要な設備を設置する必要があります。

2 預かり保育従事者の配置基準

0歳児 児童 3人に1人の職員

1歳児 児童 6人に1人の職員

2歳児 児童 6人に1人の職員

3歳児(満3歳含む)児童20人に1人の職員

4歳児 児童30人に1人の職員

5歳児 児童30人に1人の職員

※ また、預かり保育を受ける児童数が少数であっても、保育従事者は2人以上の配置が必要です。(以上)

＜注意＞本資料は、幼児教育保育の無償化の確認に係る関係法令の一部を平易な文言で説明している資料です。

I <子ども・子育て支援法関係>

(第58条の2関係)

① 確認は子ども子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

(第58条の5)

② 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、10日以内に市町村にその旨を届け出なければならない。

(第58条の11)

③ 市町村は、次に掲げる場合(確認をしたとき等)は当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等を公示しなければならない。

II <子ども子育て支援法施行規則関係>

(第53条の2関係)

① 特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、

- ・ 施設等の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所
- ・ 設置者等の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・ 事業開始の予定年月日
- ・ 子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
- ・ 施設等の管理者の氏名、生年月日、住所

等の事項を記載した申請書又は書類を、確認の申請に係る施設等の設置の場所を管轄する自治体に提出しなければならない。

III <特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準関係>

(第54条関係)

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(第55条第1項、同条第2項関係)

② 利用料及び特定費用の額の受領

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(利用料)の額の支払を受けるものとする。

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(第56条第1項、同条第2項関係)

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

イ アの場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(第58条関係)

④ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(第59条関係)

⑤ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的 身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(第60条第1項、同条第2項、同条第3項関係)

⑥ 秘密保持等

ア 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ウ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(第61条関係)

⑦ 記録の整備

特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認

(1) 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

(2) 対象施設等に求める基準について

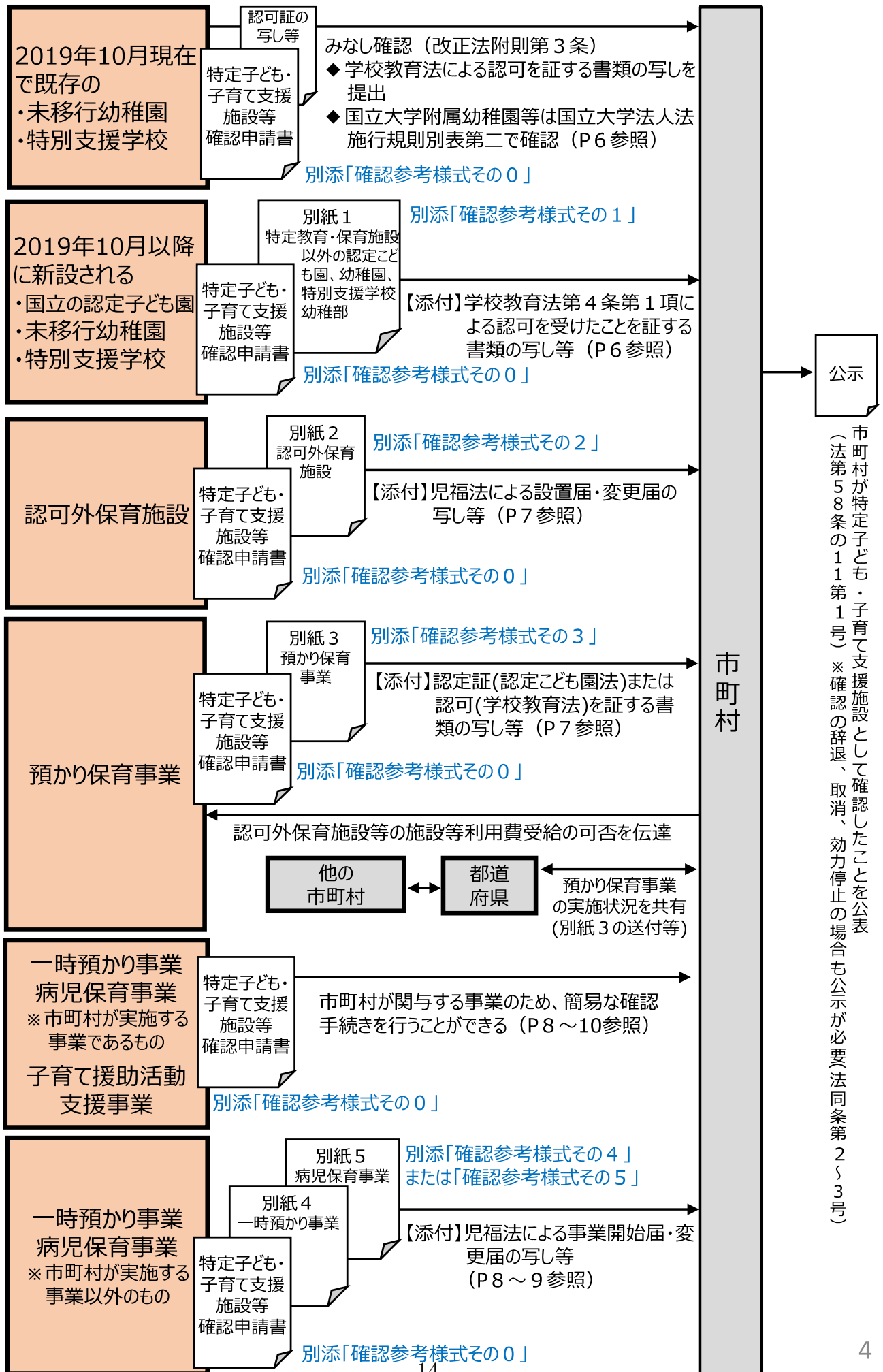
- ① 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準
 - ア. 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
 - ◆学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
 - イ. 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
 - ◆内閣府令で定める基準を適用
 - ◆認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、現行の地域子ども・子育て支援事業(13事業)において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定める。
 - ◆対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。
- ② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項... 内閣府令で定める基準
 - ◆対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては、各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要。
 - ◆対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。
 - ・教育・保育等の提供の記録
 - ・利用料や実費の徴収可能費目及び手続
 - ・領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
 - ・秘密保持
 - ・諸記録の整備

※子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

(3) 「確認」に関する事務について

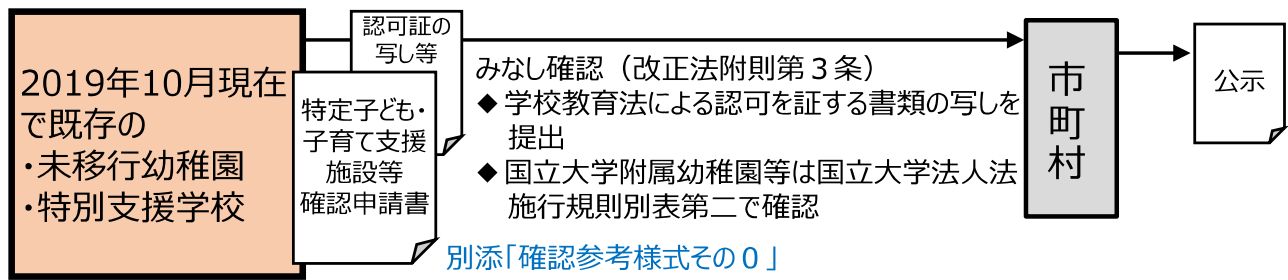
- 「確認」に関して、市町村が行う事務としては、子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。
 - ◆対象施設等からの確認申請・受理・審査（変更・辞退を含む。）、公示
 - ◆必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督（勧告、命令、取消）
- できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、以下の措置を講じることが可能。
 - ◆既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす（改正法附則第3条）。
 - ◆例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する（法第58条の12）。
 - ◆自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により、申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。
- 認定保護者は、市町村長が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合に、施設等利用費が支給される。このため、市町村は、特に2019年10月1日までに、管轄地域内に所在する施設・事業者へ、遅滞なく確認申請書の提出を求め、確認を行い、公示することが必要である。

● 確認の全体像



(4) 「確認」の内容について

① 2019年10月現在で既存の未移行幼稚園・特別支援学校

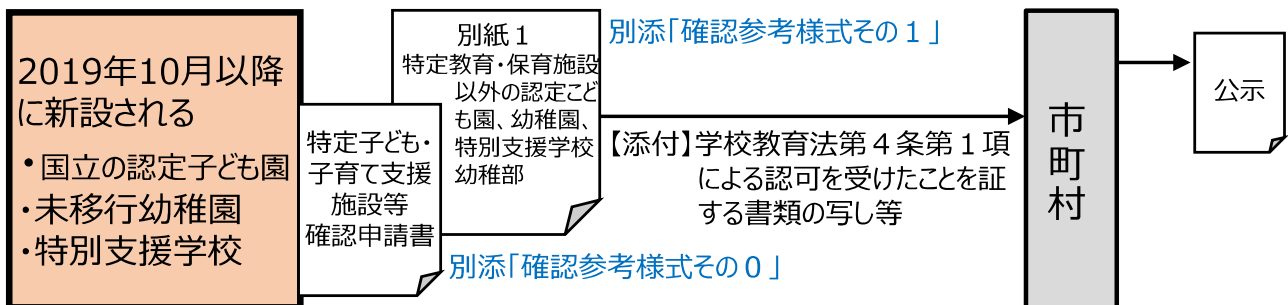


[みなし確認の対象]

改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園・特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要であるが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）と、学校教育法による認可を証する書類の写しの提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えない。

国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認する。

② 2019年10月以降に新設される国立の認定こども園・未移行幼稚園・特別支援学校



2019年10月以降（法施行後）に新設された認定こども園（国立）・新設未移行幼稚園・特別支援学校は、改正法附則第3条のみなし確認の対象にはならず、適法な認可がなされた施設・事業かどうかを確認する必要がある。

これら施設は、都道府県に学校教育法に基づく認可の申請を行う（私立園）とともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）と「別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部（別添「確認参考様式その1」）に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

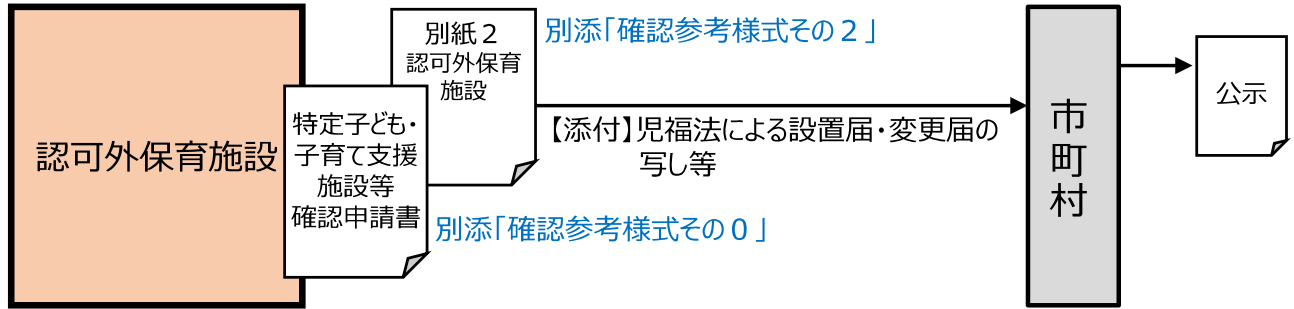
[別紙1において確認する事項]

- 1 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 2 運営に関する事項（開園曜日、開園時間、認可定員等、利用料金等、職員配置の状況）

[別紙1に添付する書類]

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

③ 認可外保育施設



認可外保育施設は、都道府県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙2 認可外保育施設（別添「確認参考様式その2」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、児童福祉法に基づく届出がなされており、また法施行規則（内閣府令）に定める基準を満たした施設かどうかを確認する必要があるが、法施行後5年間は、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認すれば足る。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる認可外保育施設が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙2の内容から、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

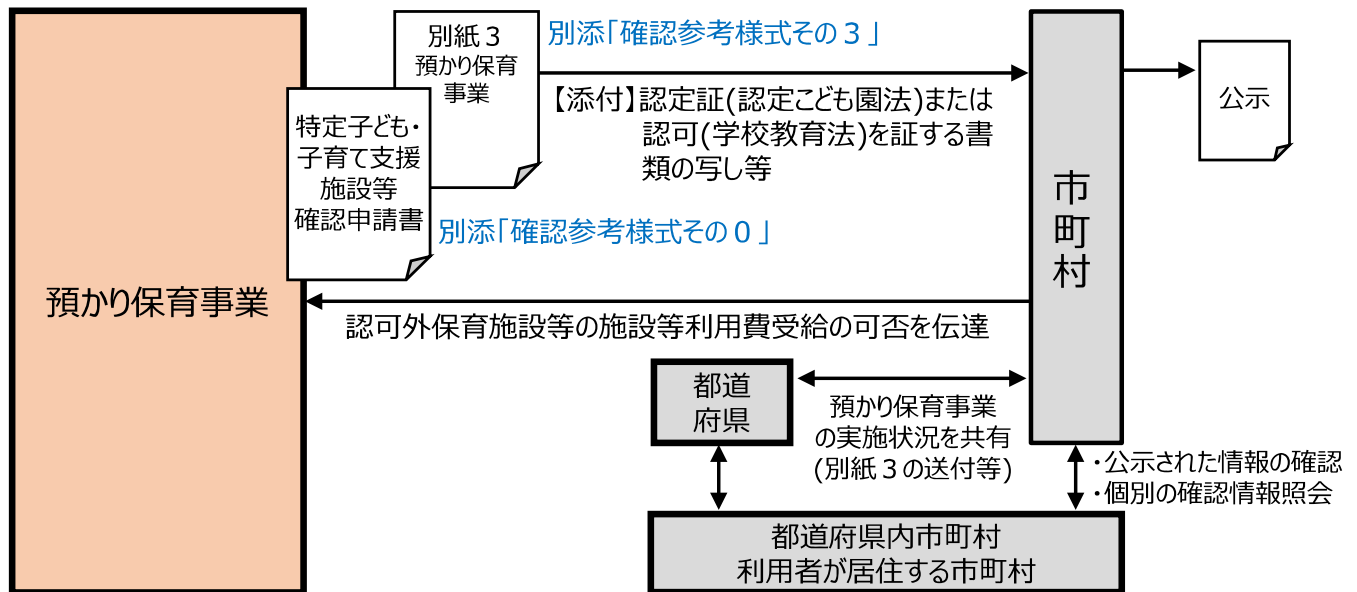
[別紙2において確認する事項]

- 1 届出等に関する事項（届出年月日、設置(予定)年月日、指導監督基準を満たす証明書の有無など）
- 2 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 3 運営に関する事項（開所時間・保育提供可能時間、提供するサービス内容、利用料金等、入所定員、職員の配置）

[別紙2に添付する書類]

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

④ 預かり保育事業



預かり保育事業は、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙3 預かり保育事業（別添「確認参考様式その3」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、預かり保育事業が幼稚園教育要領等に基づき実施されていることを確認するが、認可権者による指導監督により同基準が満たされていることを前提とした確認で足りる。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる預かり保育事業が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙3の内容から、預かり保育事業が幼稚園教育要領等に基づき実施されていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

- ※ 市町村は預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む）、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の子育て支援が予定されているかを確認し、当該園を利用する認定保護者が、当該預かり保育事業のほかに、認可外保育施設等を利用した場合に、その利用を施設等利用給付の対象とすることが可能かどうかを通知する。
- ※ 市町村は、確認申請書の写しを市町村から都道府県に送付し、都道府県と預かり保育事業の実施内容について情報を共有する。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

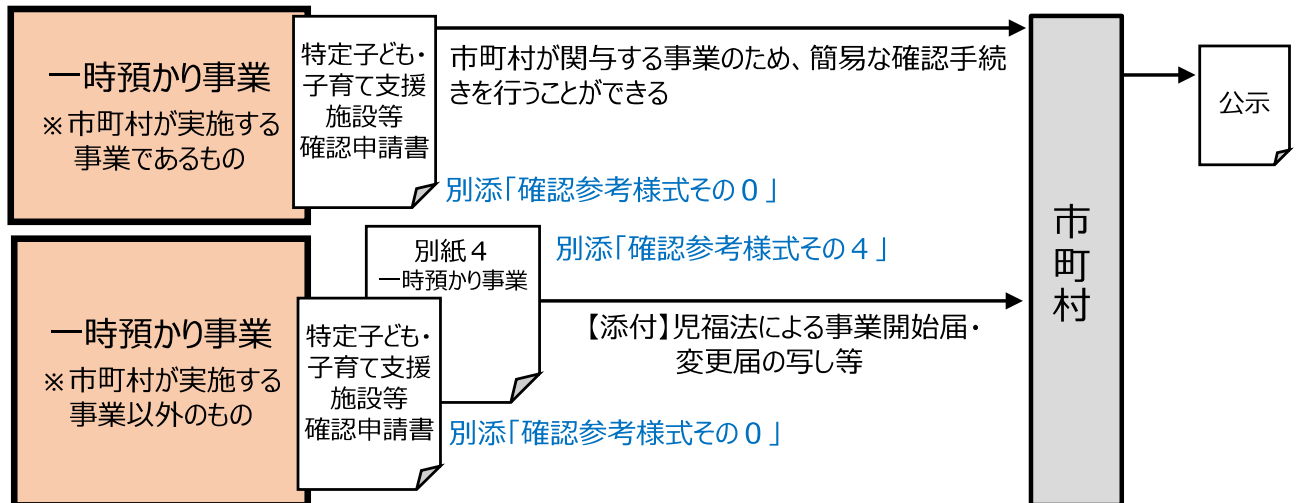
[別紙3において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種類、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（預かり保育事業の利用児童数及び職員配置）
- 3 事業の実施状況（預かり保育事業の実施時間、預かり保育事業の年間実施日数、食事・おやつ提供の有無等）
- 4 利用料金（預かり保育事業の料金、食事代及びおやつ代）
- 5 設備・面積

[別紙 3 に添付する書類]

- 1 認定こども園... 認定こども園法第 17 条第 1 項の規定による認可又は認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
幼稚園、特別支援学校... 学校教育法第 4 条第 1 項による認可を受けたことを証する書類の写し
※ 国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認。
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- 4 施設の図面（預かり保育事業の実施場所を明示したもの）

⑤ 一時預かり事業



一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足りる。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙 4 の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に一時預かり事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある。市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙 4 一時預かり事業(別添「確認参考様式その 4」)」の提出を受ける。

なお、幼稚園等で行う一時預かり事業は預かり保育事業として確認の申請が必要のため、一時預かり事業としての確認申請は不要である。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第 58 条の 10 第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

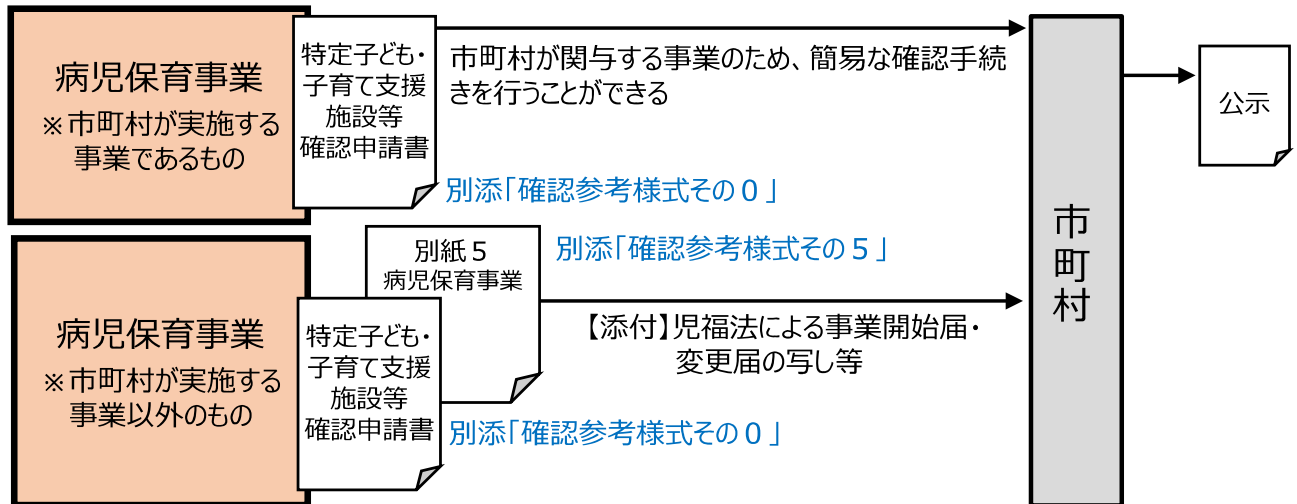
[別紙 4 において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（職員の定数及び職務の内容、利用定員、利用料金）

[別紙 4 に添付する書類]

- 1 児童福祉法第 34 条の 12 の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット

⑥ 病児保育事業



病児保育事業についても、前頁の一時預かり事業と同様に、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足る。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙5の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に病児保育事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある。市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙5病児保育事業(別添「確認参考様式その5」)」の提出を受ける。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

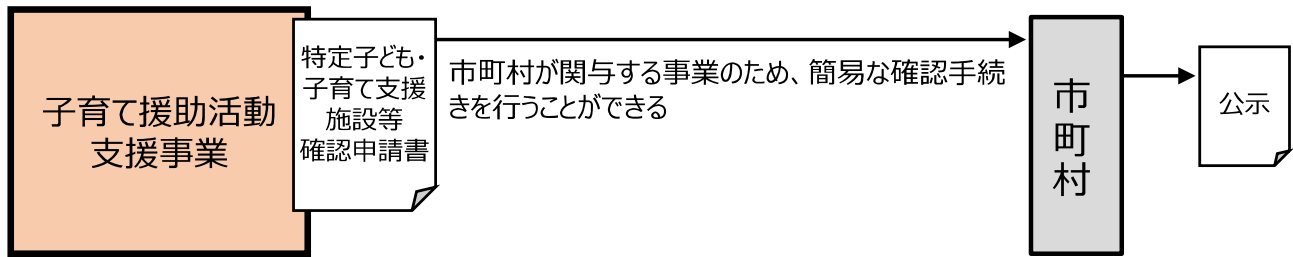
[別紙5において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種類、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（開設時間、利用定員、対象年齢、利用料金、職員の定数及び職務の内容、協力機関・指導医の状況）
- 3 設備に関する事項（保育室等の面積）

[別紙5に添付する書類]

- 1 児童福祉法第34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 施設の図面（保育室などの配置がわかるもの）

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）



子育て援助活動支援事業については、① 緊急救命講習、② 事故防止に関する講習が適切に実施されているかどうか確認することが主たる目的となるが、法第7条第10項第8号において、市町村が実施するものであること（内閣府令で、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであることを規定予定）としていることから、確認の手続は簡易な確認手続きで足る。

簡易な確認手続きについては、市町村自身が実施する場合には、市町村内の担当部局間において、研修の実施状況など基準適合の状況などを確認し、公示手続の決裁をもって確認を代用することが考えられるが、委託等を受けた者が行う場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受けることが考えられる。

（5）「公示」について

法第58条の11により、市町村は、確認をしたときは、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設について公示しなければならない（確認をしたときのほか、確認の辞退があったとき、確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したときも同様。）。

なお、法第58条の11の内閣府令で定める公示すべき事項は、法施行規則に定めるところにより、次のものである。

- ◆ 特定子ども・子育て支援提供者の名称
- ◆ 特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地
- ◆ 確認をした年月日（取消しや確認の辞退があった場合は、当該年月日）
- ◆ 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容と期間
- ◆ 子ども・子育て支援施設等の種類
- ◆ 預かり保育事業については、一定の要件を満たしているかどうかの別

（6）「確認」の参考様式について

子ども・子育て支援施設等のうち、市町村に確認の申請を要する施設・事業が確認の申請を行う際には、市町村指定の様式が必要になることが想定される。国では、市町村で様式を検討する負荷を軽減できるよう、内閣府令で定める確認項目を様式に落とし込み、これを「確認参考様式」としたので参考にされたい。

- ◆ 確認参考様式その0 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- ◆ 確認参考様式その1 別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部
- ◆ 確認参考様式その2 別紙2 認可外保育施設
- ◆ 確認参考様式その3 別紙3 預かり保育事業
- ◆ 確認参考様式その4 別紙4 一時預かり事業
- ◆ 確認参考様式その5 別紙5 病児保育事業
- ◆ 確認参考様式その6 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
- ◆ 確認参考様式その7 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届